

# 名鉄運輸株式会社 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、名鉄運輸株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送を含む。）、特定貨物自動車運送事業および貨物軽自動車運送事業
2. 貨物利用運送事業法による第一種貨物利用運送事業、第二種貨物利用運送事業
3. 航空運送代理店業
4. 倉庫業
5. 港湾運送事業
6. 産業廃棄物の収集・運搬並びにそれらを利用する家具、家庭用雑貨品、家庭用電化製品、事務用機器等のリサイクル販売
7. 建設業
8. 医薬品、医薬部外品、化粧品および医療用具の製造、加工並びに販売
9. 自動車、自動車用品および石油製品等の販売並びに自動車整備工場、駐車場の経営
10. 衣料品、日用雑貨品、酒類、薬品、たばこ、収入印紙および郵便切手類の販売
11. 食料品、食肉、魚介類、清涼飲料水および乳製品等の販売並びに売店、食堂および喫茶店の経営
12. 土地建物の賃貸借、売買並びに損害保険代理業
13. 総合リース業
14. 前各号に付帯関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7920万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役会の決議に基づいて取締役社長が招集し、その議長となる。

ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数によって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役、顧問)

第24条 取締役会は、その決議によって、相談役又は顧問を置くことができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役及び常任監査役)

第35条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定し、必要により常任監査役を選定することができる。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度および決算期)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当)

第45条 剰余金の配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第47条 剰余金の配当金(中間配当金を含む)は、支払開始の日から満3年を経過しても受領がないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

昭和35年6月1日制定  
昭和57年2月25日変更  
平成元年2月27日変更  
平成3年2月27日変更  
平成4年2月27日変更  
平成6年2月25日変更  
平成10年2月26日変更  
平成12年6月29日変更  
平成14年6月27日変更  
平成15年6月27日変更  
平成18年6月29日変更  
平成21年6月24日変更  
平成23年6月24日変更  
平成27年6月24日変更